

**加賀市医療センター看護要員勤務表自動作成  
システム整備事業者選定プロポーザル  
募 集 要 項**

**令和8年2月  
加賀市医療センター**

## I 目的

本事業は、加賀市医療センターの看護部における勤務管理表作成業務の負担軽減を目的とし、事業者から企画提案を受け、最も適切な者を当該事業の運営事業者として選定することを目的とするものである。

## II 事業概要

- 1 件 名 加賀市医療センター看護要員勤務表自動作成システム整備事業
- 2 事業内容 仕様書による
- 3 実施場所 加賀市医療センター
- 4 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

## III 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式とし、公募に応じて本手続により参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）に対し、あらかじめ定められた評価項目に基づいて審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選考する。

## IV 参加資格

本事業を履行する能力を有し、かつ公告日から契約日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

1. 過去2年間に当院と同規模の医療機関と、同種同様の事業の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。（過去2年より前に長期継続契約を締結し、現在、履行中のものを含んでよい。）
2. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
3. 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
4. 会社更生法（平成14年法律第154号）第30条の規定による更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立がなされているなど、契約を履行することが困難と認められる状態となっていないこと。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び加賀市暴力団排除条例（平成24年加賀市条例第1号）の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの等との関係を有する者でないこと。

6. 次に挙げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 市町村税（地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都道府県の事業税
  - ウ 消費税及び地方消費税
7. 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

#### V 手続き等

##### 1 プロポーザルの日程（予定）

募集要項等の公表（当院HP掲載）	令和8年2月4日（水）
質問書の提出期限	令和8年2月10日（火）午後4時まで
募集要項等の質問回答日	令和8年2月13日（金）
参加表明書及び企画提案書提出期限	令和8年2月20日（金）午後4時まで
プレゼンテーション審査	令和8年2月25日（水）
選定結果通知	令和8年2月27日（金）

※日程については、当院の都合で変更する場合があります。

##### 2 資料の公開

###### (1) 資料名

- ・加賀市医療センター看護要員勤務表自動作成システム整備事業者選定プロポーザル募集要項
- ・加賀市医療センター看護要員勤務表自動作成システム整備事業仕様書
- ・提出書類（様式1～6）

###### (2) 公開期間

令和8年2月4日（火）から令和8年2月20日（金）の間に、加賀市医療センターのホームページに資料を公開する。

###### (3) 質問及び回答

募集要項等の内容に質問がある場合は、次により提出すること。

- ア 質問方法 質問書（様式5）に内容を簡潔に記載し、電子メールの添付ファイルにより提出すること。電話等での口頭による質問は受けない。
- イ 提出先 加賀市医療センター 企画経営課
- ウ 提出期限 令和8年2月10日（火）午後4時まで

- 工 担当者のEメールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて当院担当に着信の確認を行うこと
- オ 回答方法 令和8年2月13日（金）までに資料の請求があった者に電子メールにて通知する。

### 3 審査書類の提出

参加者は、本要項等を理解したうえで、次の書類を提出すること。

#### （1） 提出書類

- ・参加表明書（様式1）
- ・企業概要書（様式2）
- ・業務実績証明書（様式3）
- ・従業員実績調書（様式6）
- ・見積書
- ・納税証明書
- ・登記事項証明書
- ・財務諸表類
- ・プレゼンテーション用資料 8部

#### （2） プrezentation資料

プレゼンテーション資料は、別添「加賀市医療センター看護要員勤務表自動作成システム整備事業仕様書」を参照し、以下の項目についてA4版用紙（様式任意・ページ数の制限は設けない）を使用し作成すること。また、プレゼンテーションの表現については、専門的な知識を有していない者でも理解できるよう、分かりやすいものとすること。

##### ア 会社概要

- 財務・経営状況から履行能力があるか。

##### イ 業務実績

- 他の医療機関での実績は十分か。

##### ウ システム全般

- 業務の効率化が図れるか。
- 複雑な条件設定が可能か。
- 画面は見やすいか。
- 操作しやすいか。

##### エ システム連携

- 電子カルテ等 他のシステムとの連携にも対応できるか。

#### **オ 導入・操作研修**

○関係法令に精通し、豊富な経験を有するSEが従事しているか。

○操作説明研修の体制、その内容は十分か。

#### **カ 保守・支援体制**

○導入後も操作支援体制が十分であり、システム障害やトラブル発生時には具体的かつ適切な対応提案がなされているか。

○問い合わせ対応、サポート体制は迅速か。

#### **キ 管理体制**

○個人情報の漏洩等セキュリティ対策は十分か。

○法改正等への対応のためのシステム改修への柔軟性は十分か。

#### **ク 見積価格**

○見積書、内訳書、製品カタログ 等

(3) 提出期限 令和8年2月20日（金）午後4時まで

(4) 提出先 加賀市医療センター 企画経営課

(5) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後4時までの間とする。郵送の場合は配達記録が残るものとし、提出期間中に必着とする。

### **4 参加辞退**

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を作成し、加賀市医療センター企画経営課に提出すること。

なお、参加を辞退した者は、これを理由として、以降に不利益な取扱いをうけるものではない。

### **5 選考方法及び審査**

優先交渉権者の選定審査は、加賀市医療センター看護要員勤務表自動作成システム整備事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を実施する。

#### **（1）選定方法**

提出のあった企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を実施し、次号の評価項目及び評価基準に基づき、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、参加事業者が多数の場合には、一次審査として書類審査を行い、評点上位者を二次審査実施対象者として選定し、二次審査においてプレゼンテーションによる審査を実施する。

また、提案者が1者の場合は、審査委員会が設定した最低点に到達した場合において優先交

涉権者とする。

(2) 実施日時、場所及び提案時間等

ア 実施日 令和8年2月25日（水）

イ 実施場所 参加資格を有すると認められた者に後日通知する。

ウ 提案時間 20分間

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 5人以内（うち1名は、実務責任者又は実務担当者とする）

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ当院が準備したプロジェクター（ケーブルによる接続）とスクリーンを利用することができるものとする。

(3) 評価項目【配点合計100点】

ア 会社概要

○財務・経営状況を評価

イ 業務実績

○他の医療機関での実績を評価

ウ システム全般

○業務の効率化を評価

○複雑な条件設定の可否を評価

○画面の見やすさを評価

○操作のしやすさを評価

エ システム連携

○電子カルテ等 他のシステムとの連携を評価

オ 導入・操作研修

○関係法令に精通し、豊富な経験を有するSEが従事しているかを評価

○操作説明研修の体制、その内容を評価

カ 保守・支援体制

○導入後も操作支援体制が十分であり、システム障害やトラブル発生時には具体的かつ適切な対応提案がなされているかを評価

○問い合わせ対応、サポート体制を評価

キ 管理体制

○個人情報の漏洩等セキュリティ対策を評価

○法改正等への対応のためのシステム改修への柔軟性を評価

ク 見積価格

## ○見積額の評価

### (4) 選定結果の通知

令和8年2月27日（金）を目処に、選定結果は提案者全員に書面により通知する。

## 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為が判明した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為が判明した場合
- (5) 募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合
- (6) 提出書類が期限を過ぎても提出されない場合

## VI 契約

- (1) 選定された優先交渉権者と別途協議を行い、協議が整った場合は契約を締結する。
- (2) 選定された優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と同様の契約手続きを行う。
- (3) 契約内容は仕様書及び提案者に基づき決定するが、協議のうえで仕様書の内容を変更する場合もある。

## VII その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公募開始の日から優先交渉権者の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び当院関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は優先交渉権者の選定以外の目的に使用することはない。ただし、提出書類は加賀市情報公開条例（平成17年加賀市条例第16号）に基づき公開する場合もある。
- (6) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (7) 提出書類の提出後の差替え、変更、再提出及び追加については一切認めない。
- (8) 提案者は、審査委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができない。

VIII 書類提出先及び連絡先

〒922-8522 石川県加賀市作見町リ36番地

加賀市医療センター 病院管理部 企画経営課 道見、上田、宮地

電話番号 0761-72-1188 (代表)

FAX番号 0761-76-5263

電子メール kikakukeiei@city.kaga.lg.jp